

函館市監査公表第12号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年6月25日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 板 倉 一 幸

函館市監査委員 藤 井 辰 吉



函 福 管

令和元年（2019年）6月4日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	保健福祉部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・	その他（行政監査）	
監査等実施期間	平成30年7月25日～平成31年2月26日	講評日	平成31年3月5日
調査対象事項名	各種団体等への負担金の支出について		
指摘事項, 意見・要望事項			
(監査意見)			
イ 負担金の妥当性について			
(ア) 団体の財務状況の把握について			
団体の財務状況について、把握していないものがあつた。団体の財務状況は、負担金の使途、負担金額の妥当性の検証にあたり重要な情報であることから、毎年度、団体から関係資料を入手し、その検証材料として活用されたい。			
(対象となつた負担金名)			
函館社会福祉施設連盟会費			
措置内容, 対応・考え方			
(対応)			
令和元年度より、函館社会福祉施設連盟から、団体の財務状況が分かる関係資料を入手することとし、負担金の使途、負担金額の妥当性の検証を行つてまいります。			